

サービス種別	内容	ご質問(趣旨)	回答
1 共通	記録の電子化について	記録を電子化し、ICタグでその都度利用者に確認をとっている場合も、サービス実績記録票には、担当者印、利用者印が必要でしょうか。	サービス提供実績記録票は提供記録と法令の根拠を異にするものになりますので、これまで通り紙で作成し、担当者印及び利用者確認印をもらっていただく必要があります。
2 移動支援	報酬改定について	介護報酬が改定されるが、移動支援報酬はどう変わるのでしょうか。	地域生活支援事業である移動支援事業は、各自治体ごとに報酬を設定できることとなっており、横浜市では、介護報酬の改定以外にも、制度の実施状況やその他社会状況等を勘案し報酬を定めています。 現在のところ、移動支援事業（移動介護・通学通所支援）については、報酬改定の予定はありません。
3 移動支援	サービス提供できなかった場合の待ち時間の算定について	移動介護利用で自宅までお迎えに行ったが、利用者が寝ている、サービス提供が出来なかった場合、玄関先で待っていた時間は請求しても大丈夫でしょうか。	報酬として算定していただけるのは、実際にサービス提供をしていただいた時間となるため、今回のように実際のサービス提供が出来なかった場合は請求はできません。 なお、利用者の方の都合でサービス提供ができず、キャンセル料等を徴収する場合には、重要事項説明書等の書面に金額や用途、金銭の支払いを求める理由を明記して説明を行い、事前に利用者の同意を得る必要があります。
4 居宅系	支給決定時間数が足りない場合の対応について	利用者の方から、身体0.5時間、家事援助0.5時間のサービスで毎日来てほしいという依頼を受けましたが、受給者証の総支給時間から他事業所の時間数を引くと、家事援助の残り時間が足りず、身体介護の残り時間は多く余る状況でした。 この場合、家事援助の残り時間までのサービス提供しかできないと、毎日の支援は断るべきでしょうか。または、家事援助の総支給量を増やす、サービス内容を身体介護のものに変更してもらい、身体介護で毎日1時間提供する等の対応がとれるのでしょうか。	まずは、家事援助の時間数が足りず、身体介護の時間数が余っている状況が生じていることについて、利用者の計画相談員（計画相談を利用していない場合は区の担当のケースワーカー）にご相談ください。その上で、支給決定時間数が現状の必要時間数に見合っていない場合は決定時間数を見直す必要があり、決定時間数が適切である場合は、他事業所との時間の調整が必要となります。 なお、今回のケースでは、家事援助のサービスを利用者から依頼されているため、内容を身体介護のものに変更してもらい対応をすることは、適切ではありません。
5 家事援助	嗜好品の購入について	嗜好品を購入することは良いのでしょうか。	嗜好品は基本的には生活に不可欠なものと言えないので対象とはなりません。 しかし、生活必需品の買物に少量含めて購入するなど、常識的な範囲での購入は、本人の必要性を考慮したうえで可能です。
6 身体介護	髭剃りの可否について	T字の剃刀を使用するの髭剃りは可能でしょうか。	かみそり等による髭剃りは理容師法の規定により、有資格者しか行えないため、ホームヘルパーが行うことはできません。また、資格を持った方であっても、ホームヘルパーとして活動している時間は同様の取り扱いになります。 なお、一般的に特別な技術を要しない電気シェーバーであれば介護従事者が髭剃りを行うことは可能です。

※いただいたご質問の中で、今回の集団指導の内容と関わりのないもの及び個別性の高い案件については除外しています。